

佐賀県人事委員会告示第 4 号

佐賀県個人情報保護条例第 20 条第 1 項の規定により口頭により請求できる個人情報（平成 14 年佐賀県人事委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 7 月 5 日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）第 20 条第 1 項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報を次のように定める。				佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）第 20 条第 1 項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報を次のように定める。			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験又は選考	開示する内容			試験又は選考	開示する内容		
略			略	略			略
佐賀県職員採用試験（行政特別枠に限る。）	<u>書類選考に通過しなかった者に係る総合評価</u>	<u>書類選考の結果発表の日から 1 年</u>		佐賀県職員採用試験（行政特別枠に限る。）			
	<u>書類選考に通過した者に係る総合評価</u>	<u>第 1 次試験不合格者については、第 1 次試験合格発表の日から 1 年</u>					
		<u>第 2 次試験不合格者については、第 2 次試験合格発表の日から 1 年</u>					

		第2次試験合格者については、第3次試験合格発表の日から1年		
	第1次試験不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準 該当の試験科目名	略		第1次試験不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準 該当の試験科目名
	略			略